

〈特別寄稿〉

新常用漢字表はどうなるか

甲 斐 睦 朗

はじめに

改めまして甲斐睦朗と申します。高知は以前、文部省から講師として2度ほどいかがったことがあります。高知大学は初めてです。こちらの留学生センターには今、大塚さんが紹介してくださったように2人の知り合いがあります。1人は林翠芳さんです。1980何年か忘れたのですが、北京の日本語教育センターで、私が半年行ったときの第4期の研修生でありました。林翠芳さんは、その後、日本に留学されて現在こちらにお住まいであります。それから大塚さんは、先ほど紹介されたように、私が国立国語研究所の日本語教育センター長を務めておりましたときに、私の傍らで大きなプロジェクトの事務局をしてくださいました。それから大塚さんが韓国の国立大学にお勤めになるとき、向こうの学長が私と一緒に来て挨拶をしてほしいということがあったものですから、4人で出かけていったこともありまして、大変縁が深い人であります。

新常用漢字表に新たに加わった「俺」について

今日は常用漢字についてお話しせよということでありまして。私もこの問題については大変に頭がホットになっておりまして、この常用漢字表は私としては十分な出来ではない。先ほど副学長先生がおっしゃったことでもあるのですが、変な漢字も入っておりまして、これはよくないと思うのです。しかし、多勢に無勢ということで、私も大分反対をしましたが、今のような形になりました。私が一番反対したのが「俺」という漢字でありました。「俺」という漢字を入れるか入れないかということで、私は何度もこの審議会の席で発言をいたしました。レジュメの2枚目の5番目の(6)のところに「俺」という漢字が書いてありますが、まずここからお話を申し上げます。

私はこの「俺」という漢字を入れることに反対でありました。理由は、「俺」というのは1人称代名詞である。「俺」以外の使い方は大型の漢字辞典には、その熟語が載っておりますが、家庭用の漢字辞典には、熟語がない漢字であります。「俺」という1人称代名詞にしか使わない漢字であります。その「俺」という1人称代名詞は寛いだとき、あるいは目下に向かって言うとき、そう

いう少しぞんざいな感じの漢字であります。

前に「敬語の指針」という答申が出たときに、1人称代名詞が一番寛いだ「俺」から、一番丁寧な「私(わたくし)」までいくつかに分かれます。「私(わたくし)」の敬意を少し下げたところに「私(わたし)」があります。「私(わたし)」よりももう少し敬意を下げた男性の使い方というと「僕」があります。女性ですと、「うち」という言葉があります。「あたし」というのがあります。それから一番ぞんざいな言い方ということで、「俺」という言葉がある。「敬語の指針」では公的な場面では「俺」という言葉は適切でないということが書いてあります。その「俺」を使うことについて、私はこれは国語教育の立場から賛成しかねるということを申しました。しかし、使用頻度の高さというところを楯にして、引っ込めるわけにいかないということになりました。

朝日新聞で昨年、「俺」という漢字について外国の方が「自分は日本語を習って20年になるけれども、『俺』という言葉については大変抵抗を覚える」ということをエッセイとして書いていました。そして、ドナルド・キーンさんも「俺」という言葉について感じが悪いと言っておられるということ引用していらっしゃる。そういうエッセイを見る機会がありました。

私はなぜ反対したかという、実は中学校や高等学校で、授業中に生徒が自分のことを「先生、『俺』はさあ」という言い方をする。すると、先生は言葉遣いを指導しないといけない。そこで「『俺』という言葉は使ってはいけません。『僕』と言いなさい。あるいは『私』と言いなさい」という指導をするわけで、そういうように代名詞の「俺」という言葉を指導する立場でありながら、常用漢字に「俺」が入ってしまうと立場がなくなるということがあるわけです。そういう小学校、中学校の先生の立場に立って反対したわけではありますが、結局入りました。その結果、今度の常用漢字表は、寛いだ日常的な漢字が入ってきて、教育的な立場が薄らいでいると言わざるを得ないと思います。

明治以降に国家機関で制定された9種の漢字表

私の差し上げているレジユメで申しますと、1番のところに、「明治以降に国家機関で制定された9種の漢字表」が書いてあります。簡単にご説明いたします。まず、日本でいう明治33年、1900年に文部省は小学校の教科書に使用してもよい漢字として1,200字を選定しました。以後、この1,200字の漢字を教科書に用いることになったわけであります。

次に(2)番のところには、大正12年、1923年に臨時国語調査会が「常用漢字表」を作成しました。これは1,970字、現行の「常用漢字表」と大変数が似ております。ただ、大正12年と言いますと、実は大地震がありまして、なかなかこれが実施に向かわなかったということがあります。

そこで(3)番ですが、臨時国語調査会が修正案を出しました。少し削って1,858字。戦後の「当用漢字表」や今まで使われている「常用漢字表」と数が似ております。

(4)番のところは昭和17年、1942年ですが、2,528字という大量の「標準漢字表」が作成されました。この2,500字という漢字数は大変多いのですが、括弧の中に常用漢字1,134字、準常用漢字1,320字、特別漢字74字という数字を入れてあります。これが今回の「新常用漢字表」のモデルになっているわけでありまして。この「標準漢字表」、1942年ののですが、非常に悪いことがありました。それは1942年ということは太平洋戦争、日本が軍国化し、国威掲揚が叫ばれたときでありました。そのときに常用漢字1,134字という極めて少ない漢字を出して、当時の幹事の保科孝一という方が朝日新聞に「日本の漢字はいずれ常用漢字1,134字に限定していく。準常用漢字の1,320字は無くしていく」という談話を発表しました。特別漢字というのは法律や皇室等に関係しているものであります。この朝日新聞の談話を読んだ右寄りの人たちは、カンカンになって怒りました。

そこで(5)番には文部省がその軍部の怒りを抑えるために3つに分けた漢字表を1つにまとめ、さらに軍部におもねる形でいくらか増やして2,669字という「標準漢字表」を告示しました。内閣で決めて世の中に通達するのを告示といいます。答申は2,528字。告示は2,669字。ところが、世の中はもう戦争に一直線という時期で、この答申、告示を無視する形になったのであります。その結果、この漢字表のまま終戦を迎えることになりました。

(6)番、「当用漢字表」、1,850字というものがあります。戦争が終わったのは1945年の8月ですから、「当用漢字表」はそれから1年3ヶ月で発表されているわけでありまして。そんなに短時間で何でできたのかということがあるわけですが、実はこの(6)と(5)の間に、「常用漢字表」という案が国語審議会に原案として出されたのであります。ところが、この原案は通らなかった。例えば、日経新聞の代表の方などが、これでは新聞が作れないということで反対をしたわけでありまして。その「常用漢字表」の数は(4)番の「常用漢字」の数と大変近かったのです。当時の国語審議会は終戦後も(4)番の答申の3種

類に分けた上での「常用漢字」という数に大変こだわっていたのであります。それが駄目になったものですから、準常用漢字から少し足して(6)番の「当用漢字表」ができました。この1,850字の「当用漢字表」では固有名詞は別であります。動植物名も別であります。したがって、例えば岡山や福岡という時の「岡」という漢字は当用漢字に入っておりません。固有名詞だからであります。藤原の「藤」も入っておりません。これは固有名詞、あるいは植物名であるからであります。しかし、我々が藤原さんに手紙を書くときには「藤原」と書く。そこで、日本語教育では岡や藤という漢字は覚えるべき漢字になってくるわけであります。

次に(7)番ですが、「当用漢字別表」が1948年にできました。これも最初は1,100何十字であったのですが、つまり先ほど私は「当用漢字表」の前に終戦直後に「常用漢字表」が提案されたが否決されたということを示しました。国語審議会は何としても、1,100台の漢字表を通したかった。この時にはまだ幸いにもというか、アメリカの占領軍が頑張っていたのですね。そのアメリカの占領軍を背中に背負って何とか漢字を減らしたいということをやっていたわけです。しかし、結局(7)番ですが、「当用漢字別表」、あるいは「教育漢字」という形になって現在は学年別漢字配当表というように変わっております。(7)番も「国民漢字」という名称があって、「当用漢字」は将来廃止して、当用というのは、当座しばらく少し使いますよというのが当用ですね。そうではなくて国民全員が書いて読める漢字として、「国民漢字」ということを考えていたのですが、これが「当用漢字別表」という形になって小学生用の学習すべき漢字に落ち着いていくわけであります。

そして、「当用漢字表」が当座の用に供すると言いながら20何年経ちましたので、改訂ということで(8)番の「常用漢字表」の1,945字になっていくわけであります。この1,945字は大分増えたのですが、その時も何としてもこれまでの漢字表は2,000を超えないようにしていました。(4)番、(5)番は超えています。本当は常用漢字を問題にするのだ。準は要らないのだという立場でありますので、原則として2,000を超えていなかったのであります。

それがこの度、(9)番ですが新常用漢字表ということで、資料を差し上げたAのようになっているわけであります。この資料Aは、毎日新聞社の表を少し縮めて印刷してあります。ここにある漢字が増えたということであります。一番下の左側にある5つの漢字は削られたものであります。この中に最後の「刃」という漢字がありますが、これも、例えば三重県の志摩の方で真珠を量つ

たりするときに「刃」を使っているから、使えなくなるから困るという話は聞いておりますが、使い続ければ良いということでもあります。こういう形で新常用漢字表の191字は増えたということになってくるわけでもあります。

明治期に提案された国語・国字案

もう少しレジュメに沿って申し上げるのですが、2番は明治維新の頃の話へ持って行くわけでもあります。明治6年に森有禮が提案して明六社という会社が作られました。明六というのは明治6年の省略であります。明るい六と書くわけですね。そして、翌年から『明六雑誌』という雑誌が発刊されました。その提唱者が森有禮であります。森有禮という方は、その後文部大臣になった人です。ただ、この人は未だに悪口を言われているのです。気の毒な方で、最期は暗殺によるのです。暗殺されても同情しないという人がいます。「何ですか」と聞くと、「日本語を止めて英語を採用せよと言った」と言うのです。「あんなバカが」と言う。私はバカだとは思っておりません。森有禮という人は立派な人だと思っています。「日本語を止めて英語を採用せよ」と言ったときの森有禮の年齢はまだ25歳です。19歳で洋行して、アメリカでそういう論文を英語で発表している方です。大した方ですね。そして日本に帰ってきて、明治6年に明六社、「社」というのはsocietyの訳語だそうではありますが、その明治6年の有志による会社を設立して、そして『明六雑誌』を出している。

この人が人気を失ったのは『明六雑誌』に「妻妾論」を出した。これが評判を落としたのだと思うのです。皆さんは妻妾論というと想像していることがあると思うのですが、その逆の内容だと思ってくださるとよいと思います。当時は日本の男子は社会的に成功すれば、妾を持つのは当然でありました。金があれば妾の1人や2人という時代であります。その時に森有禮は、『明六雑誌』で女性の地位向上を主張して、男と女は2人で一生添い遂げる義務があることを言われました。今だったら当然のことですが、それを100年以上前に言っているわけでもあります。これは世の男性を刺激するわけです。結婚式もまた欧米式の結婚式を挙げました。

なお、余分な話をして申し訳なかったのですが、明治天皇はその時にはもちろん、正妻以外に何人かの方がいらっしゃいました。私は妻以外は娶らないとおっしゃったのは大正天皇であります。大正天皇はその点、大変立派な天皇だったのです。余分なことを言いました。

さて、その明六社は西周、福澤諭吉、前島密というような方々がいました。西周は『明六雑誌』の創刊号で「国字を英語ではなくてローマ字にせよ。ローマ字にすれば難しい漢字は覚えなくて済むじゃないか。国民全体の知識、教養を高めることができる」と言いました。そして、その上にアメリカの専門用語、つまり英語の専門用語はその言語の綴りのままに採用しておく。そうすると日本語と英語が100年後には接近してくるということを言われました。実は昭和にもそういう方がいるのですね。東京大学の国語学の教授の時枝誠記という優れた先生がいらっしゃる。私もあの方、大変尊敬しているのですが、そのお父さんの時枝誠之、このお父さんは銀行マンでニューヨークの方に出かけていた方ですが、やはりローマ字にして、そしてアメリカの言葉を、その綴りのままに採用すればよいということを言われています。

福澤諭吉は『文字之教へ』という本を出して、漢字を制限しようと言っています。わずか3,000もあれば十分で、この『文字之教へ』は千何百字で書いてあるという注を付けていらっしゃる。

前島密という方は日本に郵便局を作った方ですが、この人は漢字を止めて仮名にしてしまおうということを行っています。

この4人つまり、森有禮、西周、福澤諭吉、前島密の4人ですが、この4人に共通することは、江戸時代から続いてきている日本の文字言語が難解である。どうすれば国民全体のものにできるかという、その1点に立ってローマ字にしよう、漢字を制限しよう、漢字は一切止めて仮名にしよう、候文は大変だから英文にしよう、こういうような論を言っているわけであります。今の日本には仮名文字会、それからローマ字運動などがありまして、細々とですが運動を展開しているところであります。ただ、今度の新常用漢字表の審議会にはそういう方々は委員として入っていないわけであります。

戦後制定された当用漢字表 動植物、鉱物名の漢字の取り扱いについて

レジュメの3番、戦後制定された「当用漢字表」ということで、先ほど申したのですが、昭和21年4月に提案されたが否認された「常用漢字表」を入れてあります。これは否決されているわけであります。(4)番に「固有名詞は別扱い」ということを入れてあります。(5)番に「動植物、鉱物名は片仮名表記」ということも入れてあります。

この(5)番の動植物名は片仮名表記というのが今回の「新常用漢字表」で大変刺激を与えました。とりわけ、総武線・中央線に乗っていきますと三鷹と

いう駅があるのですが、その三鷹の市長さんが「『鷹』という漢字をぜひとも入れてくれ。『熊』や『鹿』を入れるんだったら『鷹』が入ったっていいじゃないか。お正月の縁起の夢にだって出てくるじゃないか」ということを強く言われた。しかし、「熊」や「鹿」は、動植物で入れたのではなくて、学校教育、日本語教育を念頭に入れているのですが、都道府県名に使われている漢字は入れようということになったわけです。理由は、小学校の社会科の教科書に都道府県名が出てくるからです。その都道府県名は小学校の教科書にも堂々と掲載できるようにしたいということで入れたわけであります。そうすると、いくつかの動植物名が入ってきたことに刺激されて、今度は三鷹という所が「鷹」も入れてくれないかということになったわけです。3月でしたかNHKのラジオ番組で常用漢字について、話をするというので私が呼ばれたときに、局側から「何が入って『鷹』が入らない」という形の問題提起がされていたわけであります。「何々が入って何々が入らない」という2つのことを比較していると、ややこしくなる。今度は都道府県名は入れた。動植物名としては入れていない。こういうふうにとっていただけるとよいとラジオでは回答しました。

固有名詞は本人の申告に従って

(6)のところに百姓をやめ、「よし、吉田は『さむらい』になろう」という言葉がありますが、これは当時、「当用漢字表」が公布されたときの内閣総理大臣、吉田茂氏の発言であります。吉田の「吉」という字ですが、武士の土の下に口を書く。ところが、同じ吉田さんの中には、ここにもいっちゃうかもしれないが、土を書いて口を書く「吉田さん」もいっちゃう。土がよいのか土がよいのかというのは、これはどこで決められるかというと、これはその方の先祖伝来の姓の問題であります。戸籍の問題であります。だから、これは他の人がとやかく言えない。例えば、土佐っていう人がいまして、「僕の土佐はね、土に点があるんだよ」とおっしゃる。「そうですか」といって我々は、その人の土佐には土に点を打つわけです。それは固有名詞に従うということなのですね。

現在はそういうことで国立国語研究所で全国の戸籍に使われている漢字を調査しております。そうすると渡辺の「辺」という字が何通りあるかということ調べてみると、数が言えないくらいあるのです。簡単な辺があります。刀を書いてシンニュウを書く。ところが、刀を書いてシンニュウの場合の渡

辺さんでも「私のところの刀は力なのですよ」という方がいます。これはどこかの戸籍の担当の方が間違えたのですね。上を突き抜けたのだと思う。それから「私のところの刀は1角の最後がはねてないようです」。はねない刀。これは固有名詞ですから、本人が戸籍謄本を基にして主張すれば通るのであります。新聞などがそのまま掲載するかどうかは別として、我々の立場からいうと、固有名詞に使われている漢字は別になります。「当用漢字」のときに、吉田さんは「もう百姓はやめた。侍になる」と言ったものだから、私の家は土ですとはなかなか言えなかった。これが次の1981年の「常用漢字表」のときには、固有名詞ですからということが通るようになっていきました。

その結果、「沢」というのがあります。サンズイに一尺の尺と書いているのは略体で、「私の家の『澤』は旧漢字なんですよ」と言えば旧漢字で書くというようになっていくわけです。固有名詞に関しては、私はもう本人の申告に従う。大学に勤めておりますと学生が「私の名前はこうです」と言ったら、それに従うしかありません。呼び名もそうです。例えば、私の娘は順番の順を書いて、それに子を付けた「順子(じゅんこ)」です。ところがその「順子」というのを私が娘に「順子」と付けたから、他の人も「順子さん」と呼ぶわけにはいきません。「あなたのこれは何とお呼びすればいいんですか」と聞いて、「私は『よりこ』です」と言ったら「そうですか」と言って「よりこさん」と呼びます。「あなたは何と呼ぶんですか」というふうに確認していかないといけません。出席をとるのも大変ですね。

あるとき、税務署の方と議論したことがあります。税務署の方は「これは本人の申告がいいんじゃないですか」と盛んにおっしゃる。「じゃ、税務署はどう対応するんですか」と聞いたら、その方にはこっとして、「税務署は全てカタカナ書きを使用して漢字は無視しています。だから、難しい漢字をどうぞ使わせてください」と言われたのです。確かにそうですね。漢字は要らない。銀行の口座名もそうです。カタカナが優先されています。

新聞に掲載される漢字

(7)番が「公用文や新聞雑誌が対象であったが、掲載作品にもしほりがあった」。どういうことかという、「当用漢字」、「常用漢字」というのは「公用文」、つまり文部省でいうと「白書」がありますが、そういう「白書」や公用文に使用する漢字が第一義であるわけでありまして。ところが、新聞社が「準公用文」ということで「当用漢字」に従う、「常用漢字」に従うということ

で作家が作品を載せる、エッセイを載せるというときに、作家と新聞社が対立することが過去に数多くありました。作家の中には大変偉い人がいて、「それじゃ載せない」と言う方が今でもいらっしゃいますね。例えば、丸谷オーさん。丸谷オーさんは旧仮名遣い、歴史的仮名遣い、そして旧漢字でないと掲載させません。あれだけの有名人ですと、「分かりました。先生だけ特例です」ということで、朝日新聞なども丸谷オーの場合は別扱いにしているわけです。しかし、そうでない人が歴史的仮名遣いでいくとしたら、「変えたらいけないんですか」と頭ごなしに言われるだろうと思います。

命名は当用漢字表と人名漢字から

(8)番に「命名は当用漢字表と人名漢字から」ということが書いてあります。5年ぐらい前に、人名用漢字の委員として法務省で漢字を選定したことがありました。そのときに、法務省の立場としてはできるだけ人名用漢字を増やしてくださいと主張するのです。私はできるだけ制限したいという立場を取りました。難しい漢字を使われたら読めないと思うからです。ところが、法務省はたくさん載せたい。理由は、最近の若い夫婦は自分のイメージに合った漢字を使いたがるのですね。

例えば、「明るい」という漢字があります。日を書いて月。「あきこさん」、あるいは男だったら「あきら」。大変いい漢字であります。また、「お月様」、「お星様」というのがあります。月と星と組み合わせたらどうでしょうか。月を書いて星を書く。「腥子(せいこ)」と読ませたい。この子に夜の空に輝く月であり星である字を使いたい。これが実際にあるのですね。もちろん、この漢字は常用漢字に入っておりません。私はこの採用に反対であります。なぜかという、これは、月ではなくて肉付きに星ですから、訓は「生臭い」という漢字なのです。良くない。ところが、今の若いお父さん、お母さんはそういう「生臭い」という意味が分からない。漢字の字面から「お月様」、「お星様」、「ムーンスター」と理解するわけです。「うちの子、ぜひこの月、星でいきたい」というふうに行くわけであります。

今回も漢字で「瑠璃も玻璃も磨けば光る」という玻璃の「玻」という字があるのですが、王を書いて皮です。何としても「玻」を付けたいというお父さんがいて、裁判に訴えた。一審も二審も駄目。最高裁までいった。すると最高裁はもちろんこれは駄目だと。そうすると、赤ちゃんですが、最高裁まで裁判がいくためには、やはり1、2年かかると思うのですが、その間名前

がないのです。可哀想だなと思いました。結局駄目だったのです。理由としては普通でないということでありました。

あとは法務大臣にねだるしかないのですね。例えば、琉球列島の「琉」の字を付けたいという際、法務大臣が沖縄を訪問されたときに「大臣、私は『琉』という字を子どもの名前に付けたいんですけど、どうですか。琉球の『琉』ですよ」と言ったら「分かった、認めよう」とおっしゃる。大臣が認めたら通るのですね。そういう形で通ったこともあります。外国には一定の名前群があって、そこから選べというような国もあるということです。日本は、そこが難しいのであります。

常用漢字表の「目安」という考え方

4番にいきます。1981年に「常用漢字表」が成立しました。ここで「目安」という考え方が出ました。つまり、制限をできるだけ緩やかにしようということでもあります。なお、制限を緩やかにしようということではあるのですが、例えばここにいる方々が科学的な論文を書いたというときに「常用漢字表」に従うべきかどうか。これは一切従う必要はないのであります。「当用漢字」のときもそうですが、科学的な論文、文学作品、芸術作品、こういう科学的研究、芸術的な目的という理由では、この漢字表には影響を受けないということがあります。したがって、ここに大学の先生もいらっしゃる。そういう方々がお書きになる場合は、これは最も適切なものをお使いになると良いということでもあります。ただ、それをたくさんの人に読んでもらおうというときに、読んでもらえるかどうかは別であります。そこは私は保証いたしません、書くのは自由ということでもあります。

教育漢字の見直し

「常用漢字」になってから、「教育漢字」は国語審議会ではなくて、初等中等教育局で作成するということになり、現在は1,006字に限られています。しかし、今度新しい常用漢字表が答申されましたので、また初中局でその1,006字の見直しを委員会を立ててするというふうに聞いております。それから、人名漢字は先ほど申しましたように法務省に委嘱しております。法務省は全国で何十となく裁判が行われているものだから、裁判を止めるためにはたくさんの漢字を認めるという形でいきたいという姿勢を取っているわけであります。

新常用漢字表の改定に対する新聞社の報道

さて、ここでいよいよ5番の新しい常用漢字表の改訂というところに入るわけでありまして、先週、答申がありまして6月8日の新聞に一斉に報道されました。私も全ての手に入る新聞を購入してノートに切り貼りをいたしました。ただ、私は名古屋に住んでいるものですから、1つだけ入手できない新聞があるのです。それは「産経新聞」であります。産経新聞を何とかして入手したいと思って、京都にいる教え子に電話して「買っておいってください」と言いましたが、行ったときには品切れだったそうで駄目でした。

なぜ産経新聞が欲しかったかということ、新聞社の中で産経新聞だけは常用漢字の制限に反対なのであります。「もっと増やせ」、それから常用漢字体にも反対で、「康熙字典体がよい」ということを公言してはばからない新聞社であります。すごいんですね。だから、今度の新聞、どういう解説を付けているのかなと思っているのですが、産経新聞は関西は朝刊、夕刊があります。東京は朝刊だけがあります。東海は発行されていません。そこで関西を知りたかったのですが、今度公立図書館にでも行ってコピーしようと思います。なお、私の勤めている大学は産経新聞を取っておりません。残念ですね。聞いてみたらやはり不要だと言われました。

読売新聞がすごいですね。9日は見開き、2面を使って追加された結果の常用漢字2,000某をザッと掲載してあります。これはすごいなと思っております。いずれ本になると思うのですが、それだけのことをしている新聞社は他にありません。

パソコン時代に合致した新常用漢字表

さて、(1)番から順にいきます。「新常用漢字表」というのは、どういう立場で文化審議会に諮問が行われたかということですが、パソコン時代に合致しているのです。パソコン時代になったときに「常用漢字表」はどうなるべきかということ、大臣からの諮問として文化審議会が受けたのであります。

パソコンというのは私などでも論文を書くときに使っておりますが、同じ漢字小委員会の中に、京都大学の阿辻哲次という教授がいらっしゃる。この方が、大変電子機器に強い方で、電車の中で携帯を使って自分の論文を一編作ったことがあるとおっしゃる。私はメールがまだよく打てないんですね。「阿辻先生、すごいな」というふうに思う。その話を国語研究所でしたのです。すると、ここに先ほど名前を出した林翠芳さんと同期の人で黄麗華さんとい

う方がいて、その夫で国語研究所に勤めている井上優という人がいるのですが、彼が「僕も論文打ったことがありますよ」と言うのです。千葉のある所から電車に乗って国語研究所まで1時間半ほどかかるのですが、携帯電話で論文1編作り上げて、立川で降りる前に出版社に送ったと言うのです。だから、電子機器やパソコンは、我々の先の先を進んでいるのだなというふうに思えます。

そこで、携帯もまた必要な漢字表という考え方を背負っていることなのであります。私が、パソコン時代といったって全国にはパソコンを使わない人だっているじゃないかと言いました。ところが、他の人が私に向かって、「甲斐さん、10年後を頭においてくださいよ。10年後の日本を考えて新しい常用漢字を考えてくださいよ」と言われるわけです。しかし、私は10年後は生きてないですよ。それを言った方は阿刀田高という作家なのですね。しかもその方の、原稿は手書きの方なのです。「私は別だけど、10年後のパソコンの普及・定着はすごいと思いますよ」と阿刀田先生は、おっしゃるのです。ものすごく立派な原稿用紙にお書きになる方なのです。そういうことでパソコン時代にということを前提にして漢字を考えよという諮問で始まったのです。

「鬱」リンカーンはアメリカンコーヒー三杯と唱えつつ書く今日の鬱の字

そこから、(7)番に少しだけ飛びますが、「鬱」という漢字がここに書いてあります。「鬱」なんて書けなくていいと言うのですよ。読めたらいいと言う。「うつ」と打てば変換で出てくる。ところが、私は高校の教師を12年しておりました。神戸ですが、教科書に「憂鬱」が出てくると、黒板にやはり私は「憂鬱」と書きます。どうしても書かざるを得ないのです。そのときには生徒はじっと私の「鬱」の字の筆順を見ます。そして、生徒は生徒でそれをノートに書いていくわけです。だから、「鬱」が常用漢字に入ると、中学校の先生、高等学校の先生は「鬱」を筆順正しく書けなければならない。パソコンで打てればよいということではないのですね。そういうことを私は審議会の席で言うわけです。その点どうしてくれるのですかと。黒板に「鬱」という字を自分で、教師が書かないで、ペタッと貼るものがあるって「『鬱』は、はい、こういう字ですよ」というようなホワイトボードみたいなものがあるのですかと。生徒は写す時どうするのですかと。シールがあるのですか。10年後に生徒はみんなパソコンがあって「憂鬱」と打つのですかね。それだったらいい

いと思う。やはり書く時代だと、書いて覚えるのではないかと思うのです。

なお、ここに「鬱」の次に「リンカーンはアメリカンコーヒー三杯」と、これ「鬱」という漢字の説明ですが、皆さんこれで書けますか。リンカーンの「リン」は「林」です。「缶」は林の木の間にかきますね。「は」は片仮名の「ワ」を書きます。ワ冠です。「アメリカン」というのは「米国」だから「お米」を書きます。ただ「コーヒー」の「コ」はひっくり返してずらして書き、下に「ヒ」を書きます。「コーヒー」の「ー」はありません。「三杯」、「三」を書きます。これは読売新聞の歌壇に載った歌であります。高野公彦という方がこれを選びまして、「鬱」という字は覚えにくい、分解すれば「林」、「缶」、片仮名の「ワ」、「お米」、片仮名の「コ」、片仮名の「ヒ」、123の「三」であると教えてくれる。楽しい歌というのがあります。これで覚えられるかなと私も思っております。

実は、私が高校の教師をしているときの「鬱」という漢字は略体の「鬱」であったのです。この前同級会があったとき、同級生がこう言ったのです。「『鬱』という字はね、国語研究所に林四郎というのがいた。林四郎というのを行書体で書いたら『鬱』なんだよ、昔の略体の「鬱」が丁度そうなのです。しかし今は略体ですから使われておりません。

「表外漢字字体表」はいわゆる「康熙字典」を参考に

少し飛ばします。さて、5番の(2)番ですが、「表外漢字字体表」というものがあります。これは今の「常用漢字表」の前に「表外漢字字体表」という報告書がありました。そのときには私は漢字委員会に属しておりませんが、日本語の国際化という委員会に入っておりました。したがって、漢字については総会では発言していたのですが、実際に関わっておりません。これは表外の「表」が「常用漢字表」のことでありまして、「常用漢字表」に入っていないが、使用頻度の高い漢字の印刷標準字体をどのように定めるかということで考えられたのが「表外漢字字体表」であります。常用漢字の表に入っていない漢字で、使用頻度の高い漢字の印刷標準字体をどうしようふうにするかということであります。

そのときに参考になったのが、(12)番に掲げてあります「康熙字典」であります。「いわゆる」と付けてあります。「いわゆる」とはいかなることかと言えば、中国で刊行された「康熙字典」という意味ではなくて、明治期に日本で出版された日本の漢字字典、例えば『大字典』というような漢字字典類を

いわゆる「康熙字典」と呼んでおります。それらの字体を見たわけです。そうすると、例えば草冠というのがありますが、明治期の日本の漢字字典の草冠は3画でありました。草冠というのは、皆さん姓名判断をするときには123456と数えたり1234と数えたり、4だろうか6だろうかといって姓名判断の占いの中でも4か6と違うものがあります。ところが、明治期の日本の漢字字典は3画であります。横に一を書いてチョンチョンといくやつです。したがって、「表外漢字字体表」の草冠は3画になっております。シンニユウは2点シンニユウです。1点ではなくて、2点になっているわけです。これがあるものだから、そのときに「表外漢字字体表」に携わった委員の方々、例えば元大阪大学の前田富祺^{トモヨシ}教授や先ほどの京都大学の阿辻哲次先生、こういう人々がどうも当用漢字が少なすぎるのではないかということ、この字体表のときに言っていたようなのです。そういう人たちが今度の委員会でワーキンググループに入っているわけです。私も「入れてくれ」と言ったのですが、私が入ると話がまとまらないから駄目だというふうになりました。

ウェブ出現頻度による「書く」から「打つ」への移行

そして(3)番ですが、『漢字字体関係参考資料集 漢字出現頻度調査(3)』2007年3月。大変価値高い資料集であります。凸版印刷や新聞社等の漢字を億の単位で調査して、出現頻度を調べているものであります。一番目はこれを資料にいたしました。ここに書いておりませんが、これまたさらに追い打ちをかけるように、ウェブ上の漢字の出現頻度を調査した資料が出ました。すると、ウェブ上でトップに立つ漢字は何と「俺」という漢字であったわけです。あれは、ウェブ上で自分が名乗らないで、例えば2チャンネルなどで、可愛い女性が「俺はノー」と書いたとしても誰も不思議に思わないわけですね。男の子が書いているなど思う。だから、「俺」というのを、そういう2チャンネルなどでは本当によく使っているようなのです。この(3)番を重要な資料としました。したがって、今度の常用漢字表の改訂は出現頻度というものを第一義として、それ以外の条件を極力軽く扱う形をとったわけであります。そして、(4)番に書いていますが、『『書く』から『打つ』へ移行することを前提として、読めればよい漢字を増やした』のです。

「天声人語」による暗いイメージの漢字

読めればよい漢字の例はその下の(5)番に「天声人語」を出しています。暗

いいイメージの字を天声人語がこのように「萎える」「怨む」「苛める」「潰す」「傲慢」「塞ぐ」「斬る」というようにザーッとたくさん出して行って、点々々々まだあるぞと行って「フライパンに放り込んで炒めたらどんな味がするのだろう」と書いているわけです。このような暗いイメージの文字が今度が多いわけです。本当にこういうのが要るのかということがありますが、特に「嫉妬」というのは「嫉妬」以外にないのですね。「嫉妬」以外にないと言うと、「挨拶」も「挨拶」しかないのです。そこで、朝日新聞社などは「挨拶」は「常用漢字表」に入ったが、朝日新聞社としては平仮名でいきたいという方針を決めているということです。

朝日新聞社の独自の漢字表

なお、朝日新聞社についてですが、朝日新聞に加担するわけではないのですが、朝日新聞社は大変面白い新聞社でして、先ほどの昭和21年に「当用漢字表」が制定されて、3番のところの(1)番に「昭和21年4月に提案されたが否認された常用漢字表」というのがあります。そして、(2)に「昭和21年11月に承認された当用漢字表」がありますが、この「当用漢字表」を作成するときに、朝日新聞社は自社で考えた「常用漢字表」案1,650字を国語審議会に資料として提出しているのです。こういうことをやっている会社でして、それからもう一つびっくりするのは昭和21年の春、1月頃ですが、戦争が終わってまだ半年しか経っていないときに、何と朝日新聞だけではなくて、他の新聞社も含めた漢字の出現頻度の調査を戦時中、ずっとやっていて、『標準漢字の研究』という本を発行しているのです。これがまた立派な和紙に和綴じのものとして、恐らく古本屋で今も売っていると思いますが、値打ちものだなと私は思います。戦後の紙のないときに、よくこれだけ立派なものを作成されたなと感心しております。そういう点で朝日という新聞社を私は評価を改めているところがあります。

よそ行きではなく寛いだ漢字の入った新常用漢字表

(6)番の「俺」は先ほど申しました。「俺」というところで、私は新しい常用漢字表は日常生活にあぐらをかいた漢字は捨てて、できれば少しかよそ行きの漢字でまとめたいと思っていたのですが、そういう日常の言葉と社会的な言葉の対立というものを、垣根を取り除いて日常の言葉、寛いだ言葉も入れるという形を取っているわけです。

(7)番は先ほど申しました。(8)番が「都道府県名の新規の採用」というので先ほども申しました。その結果、(9)番に「三鷹市が『鷹』を希望」ということを書いております。これは希望が叶えられなかったので、新聞社はそれを残念がって、「三鷹市は鷹揚になれない」というように鷹を使った熟語を使って見出しとしておりました。

「障害者」の「害」を「碍」 新聞は「障がい者」と表記

(10)番にいきますと、これは私も深刻に考えたのですが、障害者の「害」という字があります。この「害」という漢字が障害者の人権を考える上でどうも、他の人に害を与えるような印象があるのではないかと。できれば「害」という漢字を前から使われている「碍」に改めてもらいたいというような提案が、ここ2、3年行われております。そこで新聞は「障がい者」というふうに現在は平仮名で書き、漢字を使わないでやっているわけでありまして。これも今度の「新常用漢字表」では、政府の障害者に関する法律を検討していく過程で、どちらの漢字がよいかということを考えていただいて、それに従うと。場合によれば障害の「害」を石偏の「碍」に変えるかもしれないということをおっしゃっているわけでありまして。しかし、障害者団体からは、我々は「がい」をどちらに表記しようとか関係ない。害を及ぼす害で結構だ。その代わりに、我々の立場をきちんと守ってくださいということをおっしゃっているということでありました。

追加された漢字の部首 遡 謎 餅

それから、(11)番に「追加された漢字の部首」ということでありますが、この追加した漢字の中で私は1つだけ忸怩たる思いを持っているものがあります。それは遡行の「遡」、「遡る」という漢字です。これは最初入っていなかったのです。しかし、私がやはり「遡る」という漢字はあった方がいいのではないかと考えて、私は教育の立場なのですが、「遡る」を入れてくださいと希望したのです。そしたら文化庁の幹事の方がニコツとして、入れましょうということになったのです。

ところがその結果、遡行の「遡」にはシンニウが使われています。そのシンニウが2点シンニウになっているわけです。私は教育の立場から言えば残りの漢字は全て1点シンニウであるのに、なぜこの遡行の「遡」や「謎」という漢字が2点であるのか。ここだけはなぜ1点にできないのか。

教育上大変困るということを発表したのですが、私は委員の任期は昨年の2月までであって、この1年間は定年に入っていません。しかし、ほとんど内容は変わっていない。この1年間、そこら辺りのやり取りをしているだけなのであります。何としても2点シンニユウを1点にするということがなかった。そして、こういうことを言われるわけです。つまり「漢字は常用漢字だけではない。表外漢字というものがあるのだ。そちらは康熙字典体なんだ。康熙字典体は2点なんだ」と言う。そういうことを考えさせるきっかけにするために2点だ。こういう理屈であります。ただ、中学校の教科書がどちらを取るかとすると恐らく1点を取るだろうと思います。それから手書きの場合は1点が良いということになっております。食偏の「餅」もこのままでよいということになっているわけです。

国語教育界の対処 新教育漢字の作成

次に13番、「国語教育はどう対処すべきか」というところであります。

①「新教育漢字の作成」というのがあります。1,006字をどういふふうに改訂するかということがあります。その1,006字の中にも、言うのは本当に恐れ多いことですが、人偏に二と書く「仁」という漢字があります。「裕仁」という名前もあります。この漢字を1981年の常用漢字のときに外すべきかという論があって、それが新聞に載った。それだけで文部省の周りは街宣車に取り囲まれたという。今回はそこら辺りは全て棚上げしているのです。しかし、実際は「仁」というのはもちろん日本人の生き方に関係する、人格に関係するところには関わりはありますが、余り日常の言語生活に関係がない。そういう点で私は最初に申しました1942年の「標準漢字表」の「特別漢字」という扱いがいいなと思っていたのです。今回もそうしようと言っていたのですが、そうするとまた街宣車の問題があるものですから恐れて1つにしてみました。

①番「新教育漢字の作成」は大急ぎで今年のうち改訂するだろうと思います。それから、②番は義務教育段階で読ませる常用漢字数をどうするかということも考えないといけないと思います。③番は、「書けなくてもいいという漢字群」を教室でどう扱うかというのは先ほど申し上げた通りであります。

それから④番は、中学校の国語の教科書の最後には、常用漢字一覧というのが載るのです。この前、ある教科書会社の社長と喋っていると、「甲斐先生、

『淫』というのはどういう熟語を載せるんですか。今度のやつ、何と『淫行』が載っているんです。「淫行」といったら「淫行教師」となる。こんなの載せたくない。だから社長に『『淫』という漢字、外しましょう』というふうに申し上げたのですが、「外しましょう」と言っても教科書会社がそんなこと実行するわけにはいかない。この前、文部省からヒヤリングがあったと言うから、どうするのですかね。「みだら」などという漢字は欲しくないなと、さっきの「俺」と一緒にあります。本当に欲しくない漢字がいっぱいあります。大体「挨拶」や「嫉妬」、こういうのは書けなくてもよい。ただそういう意味は分かると思うのですね。読めればよいと思うのですが、「呪い」なんていうと、最近のアニメにいっぱい出てきます。

小学生用の漢字字典の親字の扱い

それから、次⑤番です。「小学生用の漢字字典の親字の扱い」というのがあります。小学生用の漢字字典を私も編集しているのです。幸いにも今、一番売れているのだそうです。ただ書店に並んでいないのが残念ですね。私は書店に並べて欲しいと思っているのですが。常用漢字は「親字」として、「親字」というのは漢字見出しのことでありますが、常用漢字全てを入れます。さらに、常用漢字に入っていない人名用漢字も入れるようになっているわけです。したがって、琉球の「琉」というのも小学生用の漢字字典には親字として入っているのですが、そのときに「淫」というのは嫌だなと思っております。

なお、小学生、中学生は漢字字典などで大変ナイーブな漢字があるのです。例えば、幽霊の「幽」というところをあるとき覗いてみたら糊が貼ってある。「どうしたの」と聞くと、見ると想像するから見たくない。そこだけ糊で貼ってあるのですね。小中学生というのはそれだけ敏感であります。どういうふうにこれからしていくとよいか。先ほどの天声人語の暗いイメージの漢字などをどういうふうにしていくとよいか。教育の問題として大きいわけがあります。

日本語教育は新常用漢字表にどう対処するべきか

それから、次に「日本語教育は新常用漢字表にどう対処するべきか」というのがあって、そして1枚資料Bとして、遠藤織枝先生の「私の視点」という論文を入れてあります。この方は元文教大学の先生で日本語教育にも力を

入れて、中国にも行かれた人であります。

現在、看護師の国家試験があって、そしてこの前、新聞に1人だけ通ったという記事が載っていましたが、こんな難しい漢字が使われているのかというほどで、私はこの遠藤先生の記事でびっくりしたことがあります。これでは通らないなと思いました。

「私の視点」の下の段の①番に「最大の問題は漢字だ。振り仮名を付けるだけで、非漢字圏の受験者の負担は格段に減る」と書いてあります。そういえば、元国立国語研究所にいた人で日本語教育学会の会長もした西原鈴子という方がいらっしゃる。この方今、文化審議会の会長をしているのですね。新聞をめくっていると、何と西原さんが審議会の会長として、文部科学省の事務次官にこの答申を提出している写真が載っている。この西原さんが、この方東京女子大学の教授をしていらした方ですが、盛んにこう言っていたのです。「非漢字圏の修士課程の学生は日本語で論文を書くのだが、ローマ字でもいいことにしたい。漢字では到底難しい」と。漢字の習得の時間があればもっと内容面に進ませたいと言っておられたのです。この審議会の席でも日本語教育の立場から、何回か発言がありました。ところが、漢字研究の専門家のガードが固くて、また小学校、中学校は校長先生でどちらも私と同じ立場なのですが、高等学校は何と漢文学会代表なのです。私と立場が全然違って、「漢字を増やして何が悪い」と言う。この前、京都新聞の談話を見たら、石川忠久という全国漢文教育学会会長の談話ですが、「さらに字数を増やせ」という見出しなのです。日本の言語生活をほとんど考えていない。自分たちの狭い漢文学の中で生きている幸せな人なのですね。これはいけないと私は思うのです。

日本語はここにも外国の方がいらっしゃるけれども、世界に開かれている言語だと私は思う。もっと開かないといけないと思っている。そのとき、これは逆転しているのです。そういう点で、遠藤織枝先生の御指摘にあるように難しい言葉がありますね。②番に「文章が難解だ」。2行目に「褥創の予防のため」というのがあります。「褥創」という言葉があります。同じ体形で寝ていると、ベッドに当たる所がただれてくることを言うのです。こういう言葉というのは言い換える必要があるのではないかと思います。

それから、④番に「漢字の用語が長い」。例えば、「認知症対応型共同生活介護事務所」「全国健康保険協会管掌健康保険」、長いですね。こういうのを臨時一語というわけですが、もし小学生用新聞にこのことを紹介するとすれ

ば、どう言い換えればいいのでしょうか。そういう発想で考えていただけるとよいと思うのです。小学生新聞というのは、小学校の3年生ぐらいでも読めることを前提としていますから、日本語教育の非漢字圏の留学生の方々にちょうど合うような漢字があるわけでありませう。

⑤番に「用語が難しい」ということも書いてあります。私も昨日新聞を読んで、この言葉を初めて知ったと思って手帳に書いたのです。「曝露」という言葉、天井などに使う石綿ってありますね。そこで働いている人が作業着を持って帰るのです。すると、奥さんが作業着を洗うわけです。すると、その作業着を洗うことによって「曝露」を受ける。私は「曝露」というのは、私の悪いところを「暴露」される、これしか知らなかったのです。そういうのが突如として出てくるから、やはり世の中難しい言葉があるのだなと思っています。専門用語ですね。今の「曝露」は産経新聞の見出しとしてみてください。他の新聞で見たことはありません。そういう難しい用語を、どういふふうにわかり易く開けばよいかということが必要であるなと思うのですが、こういう用語が出てきたときにインドネシアやフィリピンの看護師の受験生は気の毒だなと思います。もう少し言葉を易しくしてあげたいなと。これができないと看護師が務まらないのであれば、用語集を作って言い換えをすればいいのではないかと私は思ったのであります。それを遠藤先生、結論のところに書いてあります。

最後の段落に「試験の日本語を平易にすることは、単に外国人候補者のためだけではない。裁判所・病院・自治体などの難解な日本語の見直しと同様、日本語全体の課題でもある」といふふうに書いておられるわけです。

以上、遠藤先生の御論の紹介で、私の講演を終わります。

かい むつろう

(京都橘大学教授・元国立国語研究所所長)

(訂正とお詫び)

本10ページ3行目から7行目の「そういう形で通ったこともあります。」までの人名用漢字「琉」に関する本文を削除します。その「琉」に冠する内容は、私の記憶違いによる誤りです。現在は、人名用漢字の多くが法制審議会による審議によっていますが、「木曾」の「曾」のように最高裁判所の判断が先行して法制審議会が追認するものもあります。それらとまた違って、法務大臣の「前向きに取り組みたい」という談話が先にあった事例として「琉」を取り上げたのです。しかし、事実として、両親が法務大臣に直訴したのではなく、沖縄出身の参議院議員が法務大臣に要請したのです。

私の講演記録における誤りは、『新しい常用漢字と人名用漢字』（三省堂）を刊行された安岡孝一氏の指摘で判明したことです。読売新聞社の関根健一氏が送ってくださった6紙の新聞記事では、「沖縄タイムス」が詳細に報じています。両親が子どもに付けようとした「琉」を市役所が受理を拒否したので、家事裁判を申し立てた。「琉」は特に沖縄県にとってはなじみ深い漢字です。話題に上ったと思うのですが、沖縄選出の国会議員が法務大臣に「琉」を認めるように要請した。法務大臣は、家事裁判の結論を見て追加使用できるようにしたいと答えた、とあります。

私の記憶違いで、「高知大学総合教育センター修学・留学支援部門」をはじめ、多くの方にご迷惑をおかけしたことをお詫びします。

〈資料〉

講演・新常用漢字表はどうなるか

京都橘大学教授・元国立国語研究所所長 甲斐睦朗

戦争直後の1946(昭和21)年に「当用漢字表」が作成された。社会の変化に伴って、漢字事情が動いたということで、1981(昭和56)年にそれまでの当用漢字表に改訂を加えた「常用漢字表」が公布された。字数は1,850字から1,945字に増やされた。また、四半世紀が経過したところで、新常用漢字表の改訂作業が始まり、4年間審議して漢字表が公布されることになった。字数は $1,945 + 196 - 5 = 2,136$ 字で、今回は2,000字を超えている。今回の審議では教育界からの要請がほとんど組み入れられていない。また、新聞社などからの要望も採用されていない。このような新常用漢字表における問題点についていくつかの具体例を挙げながら紹介していきたい。

0. はじめに

- (1) 自己紹介
- (2) 漢字と国語教育・日本語教育のこと

1. 明治以降に国家機関で制定された9種の漢字表

- (1) 「小学校令施行規則第三号表」文部省 1900(明治33)年8月 1,200字
- (2) 「常用漢字表」臨時国語調査会 1923(大正12)年5月 1,970字
- (3) 「常用漢字表(修正)」臨時国語調査会 1931(昭和6)年5月 1,858字
- (4) 「標準漢字表」国語審議会 1942(昭和17)年6月 2,528字(常用漢字1,134字、準常用漢字1,320字、特別漢字74字)
- (5) 「標準漢字表」(上(4)の修正版) 1942(昭和17)年12月 2,669字
- (6) 「当用漢字表」国語審議会 1946(昭和21)年11月 1,850字
- (7) 「当用漢字別表」国語審議会 1948(昭和23)年2月 881字
- (8) 「常用漢字表」国語審議会 1981(昭和56)年10月 1,945字
- (9) 「新常用漢字表」文化審議会 2010(平成22)年6月 (資料A)

2．明治期に提案された国語・国字案

- (1) 森有禮（もり・ありのり）の英語採用論
- (2) 西周（にし・あまね）の国字ローマ字論
- (3) 福澤諭吉（ふくざわ・ゆきち）の漢字制限論
- (4) 前島密（まえじま・ひそか）の漢字廃止論

3．戦後制定された当用漢字表

- (1) 昭和21年4月に提案されたが否認された常用漢字表
- (2) 昭和21年11月に承認された当用漢字表
- (3) その後、国民漢字として検討されつつも教育漢字として提案される
- (4) 固有名詞は別扱い
- (5) 動植鉱物名は片仮名表記
- (6) 「よし、吉田は『さむらい』になろう」は字体についての総理大臣吉田茂氏の発言
- (7) 公用文や新聞雑誌が対象であったが、掲載作品にもしばりにあった
- (8) 命名は当用漢字表と人名漢字から

4．常用漢字表（1981年）の成立

- (1) 原則は当用漢字表と同じ
- (2) 「目安」という考え方
- (3) 教育漢字は初等中等教育局で作成（現在は1,006字）
- (4) 人名漢字の選定は、法務省に委譲

5．新常用漢字表の改訂（1,945+196－5＝2,136字）

- (1) パソコン時代に必要な漢字表という考え方
- (2) 先行している「表外漢字字体表」
- (3) 『漢字字体関係参考資料集 漢字出現頻度調査(3)』（2007(平成19)年3月）
- (4) 「書く」から「打つ」へ移行することを前提として、読めればよい漢字を増やした
- (5) 「天声人語」（2010.5.20）暗いイメージの字「萎怨苛潰傲塞斬嫉呪妬 罵蔑闇瘍辣……フライパンに放り込んで炒めたらどんな味がするのだろうか」
- (6) 「俺」 日常の言葉と社会的な言葉の対立の問題

- (7) 「鬱」リンカーンはアメリカンコーヒー三杯と唱えつつ書く今日の鬱
の字（読売歌壇から）
- (8) 都道府県名の新規の採用 動植物名が含まれる
- (9) 三鷹市が「鷹」を希望
- (10) 「障害者」の「害」を「碍」 新聞は「障がい者」と表記
- (11) 追加された漢字の部首 遡 謎 餅
- (12) いわゆる康熙字典
- (13) 国語教育はどう対処するべきか
 - ① 新教育漢字の作成（現行の1,006字をどう改訂するか）
 - ② 義務教育段階で読ませる漢字数の策定
 - ③ 書けなくてもいいという漢字群は、教室でどのように扱うべきか
筆順提示の問題
 - ④ 教室で扱うのが適切でない漢字群をどうするのか 中学校の国語教
科書の巻末には常用漢字表を掲載している。例えば「淫（イン・み
だら）についてどういう熟語を用意するか（淫乱・淫行？）
 - ⑤ 小学生用の漢字辞典の親字の扱い
- (14) 日本語教育は新常用漢字表にどう対処するべきか
 - ① 遠藤織枝氏の意見（資料B）
 - ② 非漢字圏の日本語学習者の問題
 - ③ 固有名詞の漢字、動植物名
 - ④ 初級日本語は変更がない

6. おわりに

資料A

毎 日 新 聞

2010年(平成22年)6月8日(火) 紙12版 10

常用漢字に加わる196字

読みと使用例(カタカナは音読み、ひらがなは訓読み、傍線部分は送りかな)

骸	蓋	崖	諧	潰	栝	瓦	牙	苛	俺	臆	岡	旺	艶	媛	怨	鬱	唄	淫	咽	次	棠	椅	菱	畏	宛	瘋	暖	揆	
ガイ	ガイ	ガイ	カイ	カイ	カイ	カ	カ	カ	オレ	オウ	オウ	オウ	エン	エン	エン	ウ	ウ	ウ	ウ	イ	イ	イ	イ	イ	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
骸骨	蓋	崖	諧	潰	栝	瓦	牙	苛	俺	臆	岡	旺	艶	媛	怨	鬱	唄	淫	咽	次	棠	椅	菱	畏	宛	瘋	暖	揆	
股	妓	鍵	拳	桁	隙	稽	檝	詣	熊	窟	申	俱	錦	僅	巾	嗅	白	畿	龜	龜	伎	玩	韓	鎌	釜	葛	頸	柿	
コ	ギ	ケン	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ							
股	妓	鍵	拳	桁	隙	稽	檝	詣	熊	窟	申	俱	錦	僅	巾	嗅	白	畿	龜	龜	伎	玩	韓	鎌	釜	葛	頸	柿	
羞	袖	呪	腫	妖	叱	鹿	餌	擊	恣	斬	抄	利	欄	埼	塞	采	挫	抄	痕	痕	駒	傲	乞	喉	梗	勾	鋪	虎	
シウ																													
羞	袖	呪	腫	妖	叱	鹿	餌	擊	恣	斬	抄	利	欄	埼	塞	采	挫	抄	痕	痕	駒	傲	乞	喉	梗	勾	鋪	虎	
堆	唾	汰	遜	捉	踪	瘦	爽	曾	週	狙	膳	箋	詮	腺	羨	煎	威	脊	醒	凄	裾	須	腎	芯	尻	拭	撞	躡	
タイ																													
堆	唾	汰	遜	捉	踪	瘦	爽	曾	週	狙	膳	箋	詮	腺	羨	煎	威	脊	醒	凄	裾	須	腎	芯	尻	拭	撞	躡	
匂	鍋	謎	梨	奈	那	井	食	頼	柄	陸	藤	賭	妬	填	溺	諺	鶴	爪	推	抄	嘲	貼	耐	緞	巨	誰	戴		
ニウ																													
匂	鍋	謎	梨	奈	那	井	食	頼	柄	陸	藤	賭	妬	填	溺	諺	鶴	爪	推	抄	嘲	貼	耐	緞	巨	誰	戴		
麵	冥	蜜	枕	味	勃	睦	類	貌	蜂	哺	壁	慶	餅	蔽	計	阜	肘	膝	眉	斑	阪	汎	汎	蓄	剝	罵	捻	虹	
メン																													
麵	冥	蜜	枕	味	勃	睦	類	貌	蜂	哺	壁	慶	餅	蔽	計	阜	肘	膝	眉	斑	阪	汎	汎	蓄	剝	罵	捻	虹	
匂	脹	銃	鍾	勺	削	脇	龍	龍	弄	路	呂	瑞	賸	侶	慄	璃	藍	辣	拉	次	瘍	妖	湧	噲	開	弥	治		
ニウ																													
匂	脹	銃	鍾	勺	削	脇	龍	龍	弄	路	呂	瑞	賸	侶	慄	璃	藍	辣	拉	次	瘍	妖	湧	噲	開	弥	治		

介護福祉士試験 もっと平易な日本語に

元文教大教授・日本語教育学会会員
織枝 遠藤



私の視点

資料B

この春の介護福祉士試験で、EPA（経
済産業省）に達する1008名が既に
来日して仕事の中で日本語を学んでこ
この試験に合格する中、なかでも年首に初め
て多くの合格者が出た。なか、合格率はお
そらく90%。今年の合格率90%は、日本
語の難しさを思いかきかき、合格に
なった。

彼（彼女）自身の手でたまたま介護福祉
士試験の過去問を解き、受け入れ施設の
先輩から日本語の勉強法を聞いている。

試験問題と受検者や介護福祉士の国家試験は
「守り型試験」が試験会社で、来日工
業生が試験を受けるのは年首以降。若年
計画で来日する、受験機会は一度しかない。
不合格なら帰国しなければならぬ。

受検者の難関日本語試験の担当職員を
雇ったと、日本語教師を雇って勉強時間
内に学習時間を確保したり、何とか合格率を
上げようとするところ。日本語教育学会
でも、現地の日本語教育を効果的に進める
方法を考えようとする。現地の試験問題の日
本語は難しすぎ、本々での必死の努力が
はたさぬことにならない。試験問題の量置
いの難しさ。問題のレベルを上げて合格を
おぼしめるのではない。レベルは維持し
ながら、その試験を通過するための日本語を平
易にすることを考える。

連年一回の試験問題を見過ぎ、次のよう
な問題がある。

①最大の問題は漢字だ。振りの仮名を付
けるだけで、非漢字圏の受験者の負担は倍
に増える。

②文章が難解だ。「くが進行した場合、
体動詞が主語になるので、動詞の目的のため
に体動詞を主語に、ほとんどの日本人でも
理解が困難だろう。

③問題文の中の用語が不統一である。
「介護計画」と「ケアプラン」、「介護施設」
と「ケアセンター」などが混在している。

④漢字の用語が多い。「認知症対応型共
同生活介護事業所」や「全国健康保険協会
（健康保険協会）」を短時間で読み解くのは
難い業である。

⑤用語が難しい。「介護」は一般の人に
わかるだろうが、「施設」は辞書にない。
カタカナ表記の外來語も分かるように。

専門語を目標として、専門用語は必
ずしも、もろもろ分かるようには
ない。日本語を明かい言葉で補い、利用者
の「ミニマム」を区別している。介護
現場を明かしく、利用者を尊重している。

試験の日本語を平易にするには、単に
外国人候補者のためだけではない。裁判所
・検院・自治体などの難解な日本語の量置
いに入籍、日本国全体の課題でもある。介
護の専門用語も、介護施設の利用者と関係
の人々、そして外国人候補者らにとって
分かりやすい言葉を使うことはいい。

編集部TEL: 010・80111 (住居不要) 朝日新聞オーストラリア版「私の視点」係
siten@asahi.com。 報章の厚紙に限り、電子メディアにも収録します。

